

鹿児島県建築物エネルギー消費性能向上計画認定及び
建築物のエネルギー消費性能に係る認定事務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に定義されているものと同一とする。

- (1) 性能向上計画認定 法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
- (2) 基準適合認定 法第41条第2項に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号、以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

(適合証)

第3条 鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）別表第1土木部の表14の6の項の(3)のアに規定する知事が認める書類は、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類（以下「適合証」という。）とする。

- (1) 性能向上計画認定（変更認定申請を含む。） 申請に係る建築物の区分に応じ、次に掲げる書類のいずれかに該当するもの
 - イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査適合証
 - ロ 登録住宅性能評価機関による品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し
- (2) 基準適合認定 申請に係る建築物の区分に応じ、次に掲げる書類のいずれかに該当するもの
 - イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査適合証
 - ロ 法第12条第3項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
 - ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は第9条の規定による工事完了報告書の写し
 - ニ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し又は鹿児島県低炭素建築物新築等計画認定実施要領第8条の規定による工事完了報告書の写し
 - ホ 登録住宅性能評価機関による品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合している場合に限る。）の写し

(性能向上計画認定申請)

- 第4条 法第34条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「計画認定申請者」という。）は、規則に定める認定申請書の正本1部及び副本1部に、それぞれに規則第1条第1項に定める図書を添えたもの（以下「計画認定申請書」という。）を、別表第1に掲げる区域の区分に応じて知事に提出しなければならない。
- 2 計画認定申請書を提出する際、前条に規定する適合証を添付する場合は、それぞれ当該適合証及び当該適合証の写しを添えたものを別表第1に掲げる区域の区分に応じて知事に提出しなければならない。
 - 3 前項の適合証は、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているものであることとする。
 - 4 第1項の認定に係る計画について建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けている場合、計画認定申請者に対して当該確認済証及び同条第1項の規定による確認申請書の副本の提示を求め、計画認定申請書との照合を行うものとする。
 - 5 第1項の認定は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等に係る工事の着工前であれば申請できるものとする。
 - 6 知事は、計画認定申請者に対し認定申請の内容を審査したうえで、必要な助言、指導及び指示を行うことができる。

(性能向上計画認定)

- 第5条 知事は、計画認定申請書の内容が法第35条第1項各号の規定による基準に適合していることを認める場合は、規則第25条に定める通知書に計画認定申請書の副本を添えて、計画認定申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、計画を認定しない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書（別記第1号様式）を計画認定申請者に通知するものとする。

(確認申請を伴う場合)

- 第6条 計画認定申請者は、法第35条第2項の規定による申出を行う場合は、計画認定申請書に確認申請書の正本3部及び副本1部を添えたものを、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請を受ける場合は、確認申請書の正本及び副本に「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項による申出」と記入させるものとする。
 - 3 知事は、第1項の申請に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、同条第7項を準用し、計画認定申請者に適合判定通知書又はその写し（以下「適合判定通知書等」という。）の提出を求めるものとする。
 - 4 知事は、第1項の申出があった場合は、法第35条第3項の規定に基づき、確認申請書の正本3部及び副本1部を建築主事に通知するものとする。
 - 5 知事は、認定申請者から第3項の規定に基づき提出された適合判定通知書等を建築主事に送付するものとする。
 - 6 建築主事は、第4項による通知に係る建築物の計画が、建築基準法第6条第1項の規定による建築基準関係規定に適合する場合は、確認済証に確認申請書の副本を添えたものを、知事に通知するものとする。
 - 7 建築主事は、前項の場合において、第4項における通知に係る建築物が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものである場合は、知事から第5項の送付を受けた場合に限る、前項の通知を行うこととする。
 - 8 知事は、第6項の通知を受け性能向上計画認定を行う場合は、認定通知書に計画認定申請書の副本及び確認申請書の副本を添えたものを、計画認定申請者に通知するものとする。

(変更認定)

第7条 法第36条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、同項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（以下「変更認定」という。）を申請しようとする場合は、前3条の規定を準用するものとする。

2 認定建築主は、規則第3条の規定による軽微な変更をしようとする場合は、軽微な変更届（別記第2号様式）を知事へ届け出るものとする。

(取下届等)

第8条 認定建築主は、性能向上計画認定又は変更認定（以下「認定等」という。）の申請を取り下げようとする場合は、取下届（別記第3号様式）を知事に届け出るものとする。

2 認定建築主は、認定等を受けた建築物について、認定等に係る建築物の建築を取り止める旨の申出を行う場合は、取止届（別記第4号様式）に認定等を受けたことを証する書類を添えて、知事に届け出るものとする。

3 認定建築主は、前項の規定に基づく届け出を行う場合は、事前に知事と協議するものとする。

(建築工事完了報告)

第9条 認定建築主は、認定等を受けた建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書（別記第5号様式）に検査済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた場合に限る。）及び工事写真を添えて知事に報告するものとする。

(改善命令)

第10条 知事は、法第38条に基づく命令を行う場合は、認定建築主に対し、改善命令書（別記第6号様式）を交付するものとする。

(基準適合認定申請)

第11条 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者（以下「基準適合認定申請者」という。）は、規則第30条に定める認定申請書の正本1部及び副本1部に、それぞれに規則第1条第1項に定める図書を添えたもの（以下「基準適合認定申請書」という。）を、別表第1に掲げる区域の区分に応じて知事に提出しなければならない。

2 基準適合認定申請書を提出する際、第3条に規定する適合証を添付する場合は、それぞれ当該適合証及び当該適合証の写しを添えたものを別表第1に掲げる区域の分に応じて知事に提出しなければならない。

3 前項の適合証は、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているものであることとする。

4 知事は、基準適合認定申請者に対し認定申請の内容を審査したうえで、必要な助言、指導及び指示を行うことができる。

(基準適合認定)

第12条 知事は、基準適合認定申請書の内容が法第41条第2項の規定による基準に適合していることを認める場合は、規則第31条に定める通知書に基準適合認定申請書の副本を添えて、基準適合認定申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の認定をしない場合はその理由を添えて、認定しない旨の通知書（別記第1号様式）を基準適合認定申請者に通知するものとする。

(取下届)

第13条 基準適合認定申請者は、認定の申請を取り下げようとする場合は、取下届（別記第3

号様式)を知事に届け出るものとする。

(報告の徴収)

第14条 知事は、法の施行に必要な場合は、認定建築主に対し、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況に関し、状況報告書(別記第7号様式)の提出による報告を求めることができる。

2 知事は、法の施行に必要な場合は、法第41条第2項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し、適合状況報告書(別記第8号様式)の提出による報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第15条 知事は、次に掲げる場合には、認定建築主に対し、認定取消通知書(別記第9号様式)を交付し、性能向上計画認定を取り消すことができる。

(1) 認定建築主が法第38条に規定する命令に違反した場合

(2) 認定建築主から第8条第2項の規定による届出の提出があった場合。

2 知事は、法第42条の規定により、法第41条第2項の認定を受けた者に対し、認定取消通知書(別記第9号様式)を交付し認定を取り消すことができる。

(台帳の整備)

第16条 知事は、性能向上計画認定を受けた建築物及び基準適合認定建築物の台帳を整備し、認定等、報告及び届出等の事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第17条 前条までの規定により難しい場合は、別途、知事が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条，第11条関係）

区 域	提出先
日置市，いちき串木野市及び鹿児島郡	鹿児島地域振興局建設部土木建築課
枕崎市，指宿市，南さつま市及び南九州市	南薩地域振興局建設部土木建築課
阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡及び出水郡	北薩地域振興局建設部土木建築課
霧島市，始良市及び始良郡	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課
伊佐市	始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在
鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡及び肝属郡	大隅地域振興局建設部土木建築課
西之表市及び熊毛郡（屋久島町を除く）	熊毛支庁建設部建設課
屋久島町	熊毛支庁屋久島事務所建設課
奄美市及び大島郡（徳之島町，天城町及び伊仙町を除く）	大島支庁建設部建設課
徳之島町，天城町及び伊仙町	大島支庁徳之島事務所建設課

注 薩摩川内市，霧島市及び鹿屋市の区域内にあっては，建築基準法施行令第148条第1項第1号を除く。

別記

第1号様式（第5条第2項，第12条第2項関係）

認定しない旨の通知書

〇〇第 号
年 月 日

(申請者) 様

鹿児島県知事 印

下記の申請については，下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（第41条第2項）の規定による認定をしないこととしたので，これを通知します。

記

1 申請年月日	
2 申請者の住所	
3 申請に係る建築物の位置	
4 理由	

この決定に不服がある場合には，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし，審査請求をした場合は，この決定の取り消しの訴えは，その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第2号様式（第7条第2項関係）

軽微な変更届

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の規定による軽微な変更を届け出ます。		
		年 月 日
鹿児島県知事 殿		
認定建築主		住所 氏名
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 有 ・ 無		
	確認年月日	年 月 日
認 確 認 番 号	第	号
申請に係る建築物の位置		
軽微な変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
受 付 欄		決 裁 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第3号様式（第8条第1項，第13条関係）

取 下 届

下記のとおり建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定申請を取り下げたいので届け出ます。	
年 月 日	
鹿児島県知事 殿	申請者 住所 氏名

認 定 番 号	
認 定 年 月 日	年 月 日

申請に係る建築物の位置	
-------------	--

取 り 下 げ 理 由	
-------------	--

受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第4号様式（第8条第2項関係）

取 止 届

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を取りやめたいので認定通知書を添えて申し出ます。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

認定建築主 住所
氏名

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る建築物の位置		
取りやめる理由		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第5号様式（第9条関係）

工事完了報告書

さきに認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の建築工事が完了しましたので次のとおり報告します。		
		年 月 日
鹿児島県知事 殿		
認定建築主		住所 氏名
認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る建築物の位置		
完了の 確認を した建 築士等	資 格	() 建築士 () 登録第 号
	住 所	
	氏 名	
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録第 号
	所 在 地	
	確認した内容	
工事中の軽微な変更		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第6号様式（第10条関係）

改善命令書

〇〇第 号
年 月 日

(認定建築主) 様

鹿児島県知事 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定により改善に必要な措置をとるよう命じます。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る建築物の位置	
4 命令の内容	
5 改善の期限	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別記

第7号様式（第14条第1項関係）

状況報告書

さきに認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について次のとおり報告します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

認定建築主 住所
氏名

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 認	有 ・ 無	
	確認年月日	年 月 日
	確認番号	第 号
申請に係る建築物の位置		
建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況等		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第8号様式（第14条第2項関係）

適合状況報告書

さきに認定を受けた基準適合認定建築物の、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し次のとおり報告します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

(認定適合認定建築物の建築主)

住所

氏名

認 定 番 号		
認 定 年 月 日	年 月 日	
確 有 ・ 無	確 認 年 月 日	年 月 日
	確 認 番 号	第 号
申請に係る建築物の位置		
基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合状況等		
受 付 欄	決 裁 欄	処 理 欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

別記

第9号様式（第15条関係）

認定取消通知書

〇〇第 号
年 月 日

(認定建築主等) 様

鹿児島県知事 印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画（基準適合認定建築物）について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条（第42条）の規定により、認定を取り消したので通知します。

これにより認定通知書は効力を失います。

記

1 認定番号	
2 認定年月日	
3 申請に係る建築物の位置	
4 理由	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表するものは鹿児島県知事となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

委任状

私は、次の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

【代理者】

- 【資格】 () 建築士 () 登録 第 () 号
【氏名】
【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 () 号
【郵便番号】 〒 () () () () () ()
【所在地】 () () () () () () () () () ()
【電話番号】 () () () () () () () () () ()

記

1 委任をした権限

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請に関する申請手続き
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請に関する認定通知書の受領
(3) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請に関する提出図書等の訂正
(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定申請に関する申請の取下手続き
(5) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する申請手続き
(6) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する認定通知書の受領
(7) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する提出図書等の訂正
(8) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する申請の取下手続き

2 委任をした権限に係る建築物の概要

- (1) 地名地番
(2) 建て方
(3) 構造
(4) 戸数

全体戸数

認定申請戸数

年 月 日

住所

氏名

※1は該当する事項の□にレを記入してください。